

院内感染防止対策に関する取組事項

感染防止対策は患者に安全な医療提供をするための基盤となるものです。医療関連感染の発生を未然に防ぎ、院内発生した感染症が拡大しないよう、速やかに制圧し、終息を図ります。患者及び職員に、適切かつ安全で質の高い医療環境を提供するため、下記に掲げる事項を定め、院内感染防止対策に取り組みます。

1. 院内感染対策の基本的な考え方

患者と病院職員に安全で快適な医療環境を提供するために、標準予防策を遵守し、必要に応じて感染経路予防策を実施します。また、感染症発生の際には、拡大防止のため、その原因の速やかな特定、制圧、終息に努めます。さらに、近年、医療機関内外で問題視されている薬剤耐性の拡大を制御するため、抗菌薬の適正使用を推進します。

2. 院内感染対策の組織

当院における感染対策のために、院内感染対策委員会を設置し、月1回定例会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討します。また、感染対策を推進するため、感染防止対策の実務を行う ICT：院内感染対策チームと抗菌薬適性使用の実務を行う AST：抗菌薬適性使用支援チームを配置しています。

3. 職員の感染防止対策研修

感染防止に関する意識の向上を図るため、全体研修を年2回行うほか、必要に応じて随時研修を行います。

4. 感染症発生状況の報告

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物について ICT で監視し、必要に応じて感染対策を実施するよう、情報は職員に報告し、注意喚起を行います。結果は院内感染対策委員会で情報共有し、具体的な感染対策の周知をし、感染予防に努めます。

5. 院内感染発生時の対応

感染症患者が疑われる場合は、各部署から、院内感染対策委員会に報告し、委員会が必要な対応を行います。「感染症患者」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)の対象疾患や院内感染のおそれのあると判断されるもの全てをいいます。感染症患者発生の緊急時(重大な院内感染等の発生)には、委員会が速やかな対策を講じます。届出義務のある感染症患者が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関に報告します。

6. 患者等による閲覧

この取組は、患者等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院のホームページに掲載等を行い積極的な閲覧の推進に努めます。併せて、患者さんやご家族に対し、感染防止の意義、手洗い、マスクの着用等その必要性についてご理解とご協力をお願いします。

7. 感染対策向上加算に係る医療機関連携

当院は、感染対策向上加算1を算定しています。感染対策向上加算2、加算3又は外来感染対策向上加算の届出を行った医療機関と連携し、地域全体の感染症対策を支援しています。

8. その他、院内感染防止対策の推進

院内感染防止対策マニュアルを整備して、定期的な見直しと病院職員への周知徹底を図ります。また、ASTが抗菌薬の適正使用を推進するため、症例に対して介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。